

# 清末中国語訳された日本監獄学書籍の書目

孔 穎

## A Bibliographic Study of Late Qing Translations of Japanese Prison Books

KONG Ying

Translating Japanese law books was one of the major approaches in the Late Qing reform to absorb the Western legal system via the medium of Japan. The present paper investigates the Chinese translation of Japanese books on prisons during this period. Of the thirty-two books in examined, which may be classified either as monographs or encyclopedic works, eighteen are by Dr. Ogawa Sigejiro, the foremost authority of prison study in Japan. The paper shows that all but two translated works of prison studies are Japanese in origin, making it clear that Meiji Japan played a significant role in China's progress of modernization in its legal system.

キーワード：中国訳日本監獄学書籍、小河滋次郎、新譯日本法規大全、開国五十年史

### はじめに

19世紀後半の中国と日本の両国は、同種同文の東洋国家とされ、西洋の「堅船利砲」の脅威のもとでやむを得ず開国し、西洋化の道を歩み始めた。しかしその後の歴史は西洋列強との間で結ばれた不平等条約を解消するという困難で険しい道が待ち受けていた。両国とも西洋諸国と対等な国際関係を築こうとする確固たる姿勢があった。

明治日本は率先して西洋の法制度を参照しながら法律改革を進めた。その典型的なものに監獄制度がある。明治4年（1871）に日本政府は当時イギリスの植民地であった香港・シンガポールへ獄制視察団を派遣した。その後の試行錯誤を経て近代西洋監獄制度を導入し確立したのである。その成果は、明治27年（1894年）の西洋との治外法権撤廃の一要因となったと言えよう。このように見るならば日本が西洋との間の不平等条約撤廃まで20余年を要したことになる。

これに対して清政府は、様々な試行錯誤を経て、1906年に監獄視察団を日本へ派遣し、日本を見本に本格的に監獄改良を実行していくのである。日本監獄制度の受容法として、視察のほかに、日本の監獄関係の書籍の翻訳も見落とせない重要な役割を果たしている。その一端は日本に遊学した魯迅の弟周作

人が、1907年に日本の書店で偶然見つけた書籍に関して「見店頭監獄書所感」<sup>1)</sup>という文章を書いた。周作人が書店で見つけた書籍は、監獄に関する中国語の翻訳書であった。そしてその翻訳者のほとんどが日本に留学していた清国の留学生であったことに彼は驚嘆してエッセイを書いたのである。当時、日本では監獄関係の中国語による翻訳書が多数出版されていた。

そこで、本論文は清末中国において中国語に翻訳された日本監獄関係の書籍にどのような書籍があったかを明らかにするとともに、近代中国が、明治日本を近道として西洋の法政学術を移植しようとした道程を明らかにするものである。

### 一 清末における日本監獄関係書籍の中国語訳一覧

20世紀初めの日本の明治末期には、多くの清国留学生と遊歴官紳によって日本の監獄関係の書籍が翻訳された。清末においてどれほどの監獄に関する書籍が中国語訳されたかについて、『中国法律図書総目』<sup>2)</sup>、『中国訳日本書綜合目録』<sup>3)</sup>及び沈家本が4回にわたって統計調査した修訂法律館翻訳の情況<sup>4)</sup>に基づいてまとめたものが次の「清末における日本監獄関係書籍の中国語訳一覧」(表1)である。

表1 清末における日本監獄関係書籍の中国語訳一覧

書名	著者	訳者	出版地と出版年	その他
1. 待遇囚徒之法	齋藤		出版年不明	ガリ版
2. 日本監獄法	佐藤信安	中國國民叢書社	上海：商務印書館 1903年	政學叢書第二集第三編、定價洋4角半
3. 漢譯日本監獄法	佐藤信安	王家駒	上海：普及書局 1906年 校者：余姚阮性存 發行者：上海普及書局（日本東京淺草區黑船町二十八番地） 印刷者：榎本邦信（日本東京淺草區黑船町二十八番地） 印刷所：東京並木活版所	232頁 定價：大洋6角5分 總發行所：上海三馬路畫錦裏上海普及書局。 分發行所：南京啓新書局（南京城內黨家巷口）・天津同記普及書局（天津北門西）・淮安普及書局（淮安府城內）
4. 日本監獄法				中外法制調查局 信箋書寫 45箇条、8枚
5. 監獄要書	京江廷啓		東京：蠶光社、1905年	201頁
6. 監獄學	谷野格	瞿世玖、 劉懋昕	漢口：昌明公司 1906年6月	184頁、23開
7. 近世各國監獄制度（第一卷）	印南於菟吉		東京：監獄研究社編印 1908年	194頁 監獄官練習要書

1) 周作人『知堂書話』(上) (海南出版社、1997年)、「顧吾適市、乃見有書累累、標誌獄務、皆留學生之所為者」1269頁。

2) 中國政法大學圖書館編『中國法律圖書總目』(中國政法大學出版社、1991年)。

3) 實藤惠秀監修・譚汝謙主編・小川博編輯『中國譯日本書綜合目録』(香港中文大學出版社、1980年)。

4) 沈家本が前後して光緒三十一年三月、三十三年五月、宣統元年正月、元年十一月に四回にわたって、修訂法律館の翻訳について統計を行った。翻訳書籍は合計103種、そのうち、監獄関係書籍が5種。『ベルギー監獄則』以外、他の4種『日本監獄法』、『監獄學』、『日本監獄訪問録』、『獄事譚』がすべて日本の監獄学書籍である。この数字は清末監獄改良に対する日本の監獄学の影響を物語っている。

清末中国語訳された日本監獄学書籍の書目（孔）

書名	著者	訳者	出版地と出版年	その他
8. 監獄學		廖維助	政法學社 1905年	参考書は印南於菟吉所編の『歐米近世監獄制度』と日本現行監獄法規である。
9. 訓授筆記	藤澤正啓			
10. 監獄學	小河滋次郎	劉蕃	東京、湖北法政編輯社、1905年7月	531頁、法政叢編第8種
11. 監獄學	小河滋次郎、中村襄	賀國昌、蕭仲祁	東京、池田九段印刷所、1905年10月	160頁、法政粹編第15種
12. 漢譯監獄學	小河滋次郎	明志學舍譯兼發行、校正者：區樞	印刷者：小西幸吉、日本印刷株式會社、1906年	上中下3巻
13. 監獄學	小河滋次郎		安徽法學社	312+118頁、法律叢書第18冊
14. 監獄學	小河滋次郎	瞿世久、劉懋昕	清留學生會館、1906年	
15. 監獄學	小河滋次郎	監獄研究社	1908年	
16. 監獄學	小河滋次郎	周慶恩	1908年	
17. 漢譯獄務攬要	小河滋次郎	文萼輝、曾遇賢	1906年11月 印刷者：藤澤外吉 印刷所：東京秀志社	158頁、定價：大洋1元1角（洋裝） 9角4分（和裝） 楊樞題辭の表紙
18. 日本監獄訪問録	小河滋次郎	董康	修訂法律館排印本、1907年	2冊
19. 獄事譚	小河滋次郎	董康	法律館稿本、1907年	
20. 獨逸監獄法	(獨逸) フォン・ゼーバッハ (Curtt von Seebach) <sup>5)</sup> 、小河滋次郎口譯、印南於菟吉筆述	柳大謐	天津 丙午 社 1907年8月 印刷者：長谷川辰二郎（日本東京市神田區錦町三丁目一番地） 印刷所：小川印刷所（日本東京市神田區錦町三丁目一番地） 1913年 1934年	法政講義第1集第10冊 發行所：丙午社（中國天津河北公園） 發賣所：中國各省各書肆・日本東京各書肆 331頁、法政講義第8種第1集
21. 獨逸監獄法	(獨逸) フォン・ゼーバッハ (Curtt von Seebach)、小河滋次郎口譯、印南於菟吉筆述	柳大謐	上海群益書局、1911年	331頁
22. 監獄作業論	小河滋次郎	徐金熊	東京：警監學校 1907年、1925年再版	93+9頁
23. 監獄學（附監獄律）	小河滋次郎	熊元翰	1911年呈報、1911年註冊、1912年再版、1913年三版、1914年四版。 印刷所：華盛印書局（北京琉璃廠西頭商務印書館對門電話南局一二一號）	京師法律學堂筆記 全書22冊 定價10元 經理處：安徽法學社 分售處：京外各書坊
24. 日本監獄制度一斑	小河滋次郎	許企謙	赤城法制研究會 1944年	
25. 獄事談摘	小河滋次郎			
26. 日本監獄法		修訂法律館	1905年	
27. 監獄學			1907年	
28. 比利時監獄則			1907年	
29. 新譯日本法規大全 第45冊 第16類 監獄		劉崇傑	1907年 上海商務印書館 南洋公學譯書院初譯、商務印書館編譯所補譯校訂。	50頁。内容は普通監獄、陸軍監獄、海軍監獄という三章からなる。一セット80冊、解説1冊、一部洋銀25元

5) ゼーバッハ (Curtt von Seebach) とは、クロネを師とするドイツの新進監獄学者・モアビート監獄上級獄官。明治22年（1889）12月内務省監獄顧問として渡日、日本最初の国立監獄官練習所主任教授として独逸監獄学を伝え、近代的行刑思想・監獄建築・監獄衛生・監獄事務の改善に大きな影響を与えた。日本政府より勲五等瑞宝章が贈られた。

書名	著者	訳者	出版地と出版年	その他
30. 日本監獄實務		王元増	1908年 京華書局	江蘇嘉定教育會石印
31. 紐約監獄協會報告書	(米) 紐約監獄協會		1910年	ガリ版、1冊
32. 法政速成科講義録第22號	小河滋次郎	鄭篋	大日本東京法政大學發行、1906年	表紙題辞「楊樞署 檢」、定價金30錢
33. 警視廳員警全編之監獄學	島田文之助	陳世英	1907年 印刷者：日本東京牛込區神樂町壹丁目貳番地榎本邦信。 印刷所：翔鸞社井上印刷工廠。 發行所：警視廳員警編輯社。 發售處：中國及日本各大書坊。	警視廳警察全編之第十三冊、22冊、定價大洋捌圓 監修者兼校正者：留學日本劉畏三、劉鴻綱。 總經理者：山東高密劉鴻綱。
34. 開國五十年史監獄志	小河滋次郎、留岡幸助		1909年、 印刷者：星野錫（日本東京市日本橋兜町二番地）、 印刷所：東京印刷株式會社（日本東京市日本橋兜町二番地）	叢書主編大隈重信 編修兼發行者副島八十六（日本東京市牛込區喜久井町二十一番地）、發行所：開國五十年史發行所（日本東京市牛込區喜久井町二十一番地）、

この表1において34種類の監獄関係の翻訳書を取り上げた。このうち第28の『比利時監獄則』と第31のアメリカのニューヨーク監獄協会の『紐約監獄協會報告書』の2冊を除けばすべて日本の著作に関する翻訳書で32種にのぼる。これだけを見ても如何に清末における監獄改良に日本が密接に関係していたことは明かであろう。

## 二 日本監獄学専門書類の訳書

上記の32種類の訳書は、内容から大別すると、監獄専門書類と百科全書類に分けることができる。後者の代表は、表1第29の『新譯日本法規大全 第45冊第16類 監獄』と第34の『開國五十年史 監獄志』であり、監獄学が叢書の一つとして訳されたわけである。ほかに第32の『法政速成科講義録』第22號、第33の『警視廳員警全編之監獄學』がある。法政大学法政速成科は、法政大学梅謙次郎総理が清国人留学生范源廉の懇願を容れ、楊樞清国公使の賛同を得て明治37年（1904）5月7日に開始されたといわれている。速成科は学期を一年半とし、各講義は通訳を通して行うことが最大の特色である。さらに講義の効果を計るために、すべての講義を中国語に訳された。これが『法政速成科講義録』の誕生のいきさつである。その第22號に小河滋次郎の『監獄学』の講義内容が収録されている。

それ以外はすべて監獄学の単行本である。第6の『監獄學』（谷野格著）と第2、3の『日本監獄法』は、日本では同じく博文館の「警察監獄全書」（下記の表<sup>6)</sup>参照）に収録され、それぞれその第一編と第五編として出版された。しかし中国では出版社が相違することから単行本として出版されたことは明らかであろう。

6) これは『日本監獄法』（佐藤信安著、明治34年出版、東京博文館蔵版）の文末に付された『警察監獄全書』の出版広告である。

警 察 監 獄 全 書	
全 一 冊 洋 裝 菊 判	
金 製 五 拾 五 錢 郵 稅 八 錢 上	} 價 正
金 製 四 拾 五 錢 郵 稅 八 錢 上	
既	法學士谷野格君著
第壹編 監 獄 學	法學士中大路正雄君著
第貳編 司 法 警 察 手 續 法	法學士宮國千代吉君著
第 三 編 警 察 學	法學士廣中左兵衛君著
第 四 編 衛 生 學	法學士佐藤信安君著
第 五 編 日 本 監 獄 法	~~~~~
續 刊	行政警察法

次に監獄専門書類の訳本について検討してみたい。

#### （一） 小河著作の訳本

表1から明らかなように、32種の日本監獄訳書のうち、18種は小河滋次郎がかかわっており全体の56%を占め第一位である。第2位の佐藤信安の著作はただ2種だけであり、しかも『日本監獄法』同書の2種類の訳本であることから、小河の著作の圧倒的な優勢は明かである。

小河の著作の訳本のうち、7点は講義録で、ほかはすべて小河の著作である。7点の講義録は、表1の第10の『法政叢編』の第8番目に収められた湖北法政編輯社の劉蕃訳『監獄学』（1905年7月）、第11の『法政粹編』の第15番目の賀國昌・蕭仲祁編譯『監獄学』（1905年10月）、第13の『法律叢書』の第18番目の安徽法学社譯の『監獄学』（出版年月不詳）、第15の監獄研究社編譯の『監獄学』（1908年）、第16の周慶恩編譯の『監獄学』（1908年）、第18の修訂法律館董康編譯の『日本監獄訪問録』（1907年）、第23の宿松熊元翰編輯の『監獄学』（1911年）である。

次に小河の4点の講義録と3点の著作について述べてみたい。

#### 1、第10の法政叢編第8種の湖北法政編輯社の劉蕃訳『監獄学』（1905年7月刊。中国北京にある国家図書館マイクロ中心庫、請求記号00M061127による）

『法政叢編』の例言によると、本書の由来と趣旨が一目瞭然である。本書は小河が法政大学大学部で講述した内容を筆記し、さらに和文の筆記を元に中国語に訳したものである。小河を「日本監獄学専門大家」と称え、「曾巡遊歐美數次、調察監獄制度、故關於監獄學之著述甚夥、日本監獄制度、所以有今日之現象者、先生之力居多焉」というように、小河の海外経験と著作等身と日本監獄改良への貢献などの略歴を簡潔にまとめた。本書は小河が各学説を参考にして彼の実務経験を合わせて現行の監獄制度にコメントしたものである。

清末中国では当時ここ数年来、中国国内において監獄改良の声が高まってきたが、人材に乏しく、学

説理論の備えもないため、年数を重ねても効果がない。そのためこの本を訳して世間に公開するとした。さらに、本書の留意すべき点を指摘し、監獄が行刑の地で、刑法と密接な関係を持ち、監獄改良に先立って、刑法の主義を定めなければならないとし、また監獄は、自由刑を執行する場所であるから、昔の監獄と違って、その構造法と管理法を学ぶべしと言ひ、監獄官吏の重要性も強調した。

## 2、第11の法政粹編第15種の賀國昌・蕭仲祁編譯『監獄学』（1905年10月刊。上海図書館近代図書館、請求記号289224）

本書も同じく小河の法政大学の講義録であるが、その特色は理論と実務を併設するところにある。小河が法政大学の授業で説いた理論を総論とし、中村襄等の『監獄官教科書』<sup>7)</sup>に記された実務知識を各論として、理論と実務を取り合わせている。中村襄について、ここで特筆しておきたい。光緒三十四年（1908）に京師法律学堂の監獄学教習として清国に招聘された。<sup>8)</sup>彼の教学業績が高く評価され、宣統二年（1910）、清国政府より三等第一宝星が授けられた。<sup>9)</sup>また、『監獄官教科書』について、『大日本監獄協会雑誌』第127号に書評が掲載されている。短いが、本書の特徴をよくとらえているので次に掲げてみたい。

本書は、監獄學、實務要領、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、憲法、行政法、會計法規、統計學大意の九科目を網羅せる浩漭の著述にして、著者は之を以て教習所用の教科書に充てんことを目的としたるもの、如し。……遍く斯道に従事する者に於て、之を坐右に供ふれば一大裨益を得るに至るべしと信ず。<sup>10)</sup>

もう一つの特色は、中国各省の獄務の統一を図るために、日本監獄法規からもっとも重要なものを選んで訳し、日本監獄改良の沿革も整理したのである。

第三の特色は、「監獄見学記」を付け加えたのである。江西萍郷の賀國昌が編集し、「市谷監獄參觀記」、「東京監獄參觀記」、「巢鴨監獄參觀記」、「川越分監懲治場參觀記（即ち少年感化場）」を収録している。

## 3、第18の修訂法律館董康編譯の『日本監獄訪問録』（1907年刊。中国国家図書館古籍館普通古籍閲覧室、請求記号 11939）

『監獄訪問録』は、中国国家図書館に所蔵されている。これは小河が1906年に董康をはじめとする清国中央政府の日本監獄視察団のために行った講義の記録である。内容は前編の総論七章と後編の各論十五章からなる。小河の講義は詳しく、理論もあれば、図解と実例説明もある。中国の様子と比べながら説明するため分かりやすい。『監獄訪問録』は小河滋次郎の代表作『監獄学』の簡略本と言えよう。小河の『監獄学』も総論と各論という二編からなり、小河が董康らに講演するために、自作の『監獄学』を要約

7) 中村襄・三浦貢・上田定次郎三氏合著『監獄官教科書』（警察監獄學會發行、1898年）。

8) 沈家本奏「監獄專修科學員畢業辦法由」（台湾故宮博物院所蔵、宣統二年六月十四日）。

9) 宣統二年六月十四日「法部右侍郎沈家本奏聘請日本教習小河滋次郎等期滿成績卓著請賞給寶星片」（『清宣統朝中日交渉史料』卷五）11頁。

10) 中村襄・三浦貢・上田定次郎合著「監獄官教科書」（『大日本監獄協会雑誌』Vol.11, No.12（総127号）、大日本監獄協会、明治31年12月（1898年12月5日））。

してできた講義録ではないかと考えられる。

沈家本は、「監獄訪問録序」に、監獄改良の主旨が「監獄者、感化人而非苦人、辱人者也」にあることを言明し、小河について、「日本監獄家之巨擘、本其生平所學為我國忠告、我國之經營斯事者、誠即是編、以考其得失」と高く評価した。<sup>11)</sup>

小河の忠告は、同書に散見している。日本や欧米の失敗経験から、最新監獄理論まで、小河が知る限りの智慧を清国の視察団に授けた。その苦心は清国人に認められ、のち清国獄務顧問として招聘される淵源になったと思われる。彼の忠告について、いくつかの具体例を挙げよう。

日本と欧米の失敗談として、「歐洲各國及日本、其從事改良監獄、無不注重於最大監獄、即拘禁罪犯最重者之監獄。而置各小監獄、即拘禁輕罪者之監獄於不顧。因此延至今日、尚有未改良者有之。其失敗蓋未有勝於此者矣」とある。<sup>12)</sup> つまり、監獄の目的は犯人を感化させ、軽罪犯を拘禁する小さい監獄をより一層重視すべきであるが、欧米にしても、日本にしても、重罪犯を拘禁する大規模な監獄に中心を置いてきた。これがまさに一番の失敗と言える。

最新理論として、幼年監<sup>13)</sup>と免囚保護事業<sup>14)</sup>を紹介した。ほかは、地方監獄の費用について、監獄改良を推し進めるために、地方政府ではなく、国庫より支給すべしとの持論を開示した。<sup>15)</sup> 監獄の管轄権は、2種類に大別する。内務省所轄と司法省所轄の区別を丁寧の説明した。<sup>16)</sup> また分房式を励行するために作られた巢鴨監獄の扇面形の無意義を容赦なく批判した。<sup>17)</sup>

下巻には、「待遇囚徒之法」について説き、各国の風俗習慣に従うべきと指摘した。例えば、入監のとき、犯人が断髪するという規則は、清国の辮髪保存の風俗に合わないので、強制的に実施してはならないという見方を示した。また、清国人の自尊心を損ねないように、日本にも髪を結う相撲力士がいると言い聞かせ、細かい心遣いを示した。<sup>18)</sup>

結論の最後に、監獄官吏の育成という助言を提示し、具体策として北京中央政府直轄の模範監獄を建造し、その中に監獄学堂を設ければ、学理の考究と実務の練習という両方面の利益を収めることができるとした。

今尚有一事應加特別之注意者、即養成訓練監獄吏員也。養成之法、鄙意以為當改良支出、自必先新築或改築一二監獄、即可以為將來之模範監獄、還可以充監獄官吏養成所。於其中設一學堂、則一面可授學理、一面得從事實驗。…現在急需設立之屬於北京中央政府直轄之監獄、與將來貴國之改良命運、有極大值關係、其設計及實行、切望諸公三致意焉。<sup>19)</sup>

11) 沈家本「監獄訪問録序」『寄篋文存』卷六（中華書局、1985年）32頁。

12) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』上卷（修訂法律館、1907年）7頁。

13) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』上卷、42頁。

14) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』上卷、48頁。

15) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』上卷、46頁。

16) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』上卷、57-61頁。

17) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』上卷、70頁。

18) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』下卷、27頁。

19) 小河滋次郎講述、董康編譯『日本監獄訪問録』下卷、114-115頁。

彼のこの忠告は、清国政府によって採用されたのである。1908年、小河は清国獄務顧問として招聘され、京師模範監獄の設計の大役を任じられ、また監獄学専修科の講師に当てられたのである。

4、第23の宿松熊元翰編輯の『監獄學（附監獄律）』（1911年刊。国家図書館マイクロ中心庫、請求記号00M016391）

これは小河滋次郎が1908年から1910年までの2年間にわたり清国に招かれ、京師法律学堂で行った講義録である。安徽法学社によって出版された22冊の京師法律学堂筆記の1冊である。二部構成で、前編が小河の監獄学原理で、後編は小河が起草した「大清監獄律草案」である。小河は監獄律を教えるとき、岡田朝太郎の制定した「大清新刑律」とあわせて講義するのが大きな特徴であったと言える。

『大清監獄律草案』は241条で、總則・收監・拘禁・戒護・作業・教誨及教育・給養・衛生及醫療・出生及死亡・接見及書信・賞罰・領置・特赦減刑及暫釋・釋放という十四章からなる。

宣統三年（1911）六月に出版され大きな反響を呼んだ。その後、民国元年（1912）九月初三日再版、民国二年三月二十四日三版、民国三年十二月十五日四版と版を重ねている。

5、第12の明志学舎区樞等譯の『漢譯監獄学』（1906年刊。上海図書館近代図書館 請求記号389089）

本書は、題名がほかの訳本と同じ『監獄学』であるが、実は多数の小河の名を挙げた訳本と違って、講義録ではなく、小河の代表作『監獄学』を翻訳した分厚い学術著作である。

以下の書評から小河の学界における不動の権威と『監獄学』の学術価値及び外部世界への発信する普及の意義が知られる。

著者は、獨、斯道に在りて高名逸材の士たるのみならず、誠に我國に於ける監獄學の鼻祖なり、故に吾人監獄の思想を呼び起こす毎に、常に著者の名を聯想し來たり、著者と監獄とは、恰も漆膠相離る可からざる因劫を有するの感あり、我邦獄政、未、擧からざるの時、世人の厭嫌する斯事業に、甘んじて、身を投ずるが如き、其の志氣、早、既に他の俗輩の眼を瞠せしむるに足る、況、營々刻々、其の改善を促進せしめ、遂に今日あるに至らしめたるものは、少なくとも、其の功の一半を著者に歸するを吝しまざるをや、予輩、敢、諛辭を呈するに非ざるも、清浦次官の序文、能く著者の意を穿ちたるものあるを感ず。<sup>20)</sup>

このような日本監獄学界の第一作を訳し、中国に紹介したことは大きな意味を持っていたと言える。譯例によると、上巻が理論の総論で、下巻が実務の各論で、分厚いため、三巻に装丁されたのである。訳者は小河の講義を受けていたため、講義の内容、さらに小河の単行論文も参考文献として補充した。小河の『監獄学』が1894年に出版されたため、現行の日本獄制と合わないところがある。それで、日本現行の監獄法規を巻末に付している。

本書のもう一つの特色には挿絵が21枚あることである。

20) 「批評」、『監獄学』小河滋次郎氏著、警察監獄學會出版（『大日本監獄協會雜誌』Vol.7 No.8（総75号）、明治27年（1894）8月）28頁。

6、第17の文萼輝・曾遇賢同訳の『獄務攬要』（東京秀志社、1906年刊。浙江図書館古籍部 請求記号 2114236）

光緒三十二年（1906）十月付の二人の訳者の序言によると、文萼輝と曾遇賢は東京警監学校の同窓生で、小河の授業を受けていた。祖国の監獄改良のために、本書を訳したのである。

文萼輝は、序言でまず監獄が「遷善遠罪之地」であるべき獄舎が「魔窟」に化したことを批判し、つづいて「監獄有三尊、曰紀律、曰教養、曰衛生。紀律者、典獄之責也。教養者、教誨師之責也。衛生者、監獄醫之責也」という監獄の三要素を指摘し、さらに看守の重要性を力説し、小河の『獄務攬要』を訳した理由を説いた。つまり、本書の中心思想は、看守が監獄改良の要であること。看守は囚人を感化するの目的で、拘禁するのではないことを知るべしと指摘した。本書が中国監獄改良の先導になるように訳したわけである。

曾遇賢も序言に彼なりの心得を述べた。つまり、近年来、国内において、監獄改良論が高まっている。その必要性が世間では共通認識されたが、その改良法は獄舎の整備と獄則の制定に止まらなると呼びかけた。監獄行政の三要素は衛生・紀律・教養である。そのうち、教養が無論第一要義である。最後に、日本監獄界における小河の権威的な地位と本書の感化主義を評し、「吾國改良監獄者之實鑑」とし、本書を訳す趣旨を述べている。

例言の中に、近年の監獄学の訳本は数十種類にのぼるが、大半は法規に詳しく実務が欠けている。看守が囚人を感化するために重要な役割を果たすため、小河は実務経験に基づいて本書を著した。理想ばかり説くのではない。その点は読めばすぐ分かる。専門用語について、原作に忠実であり、不明箇所には注解を付けている。

1906年9月に書いた小河の原著自序によると、この本は看守のために書かれた本であることが分かる。多数の看守は、職務に忠実ではあるが、監獄事業は専門的科学なので、職務に忙殺しても実務を磨くべしことを切望している。監獄の官吏は、昔から獄卒とか牢番とかいう醜名の下に甚しく世人から擯斥せられたものであるが、職務の神聖感と責任感を喚起しようとする。<sup>21)</sup>

同書は小河の座右の書で、読むたびに新たな利益を得る愛読書である。小河自身は1907年7月28日の日記に自作への愛着を吐露している。<sup>22)</sup>

原著の目次と訳書の目次を対照した表を以下のように作成した。

21) 小河滋次郎『獄務攬要』自序（東京書院、明治39年（1906）9月）。

22) 小河滋次郎「昨年書いた『獄務攬要』」（小河滋次郎『丁未課筆』秋の巻）47頁。

原著目次		訳書目次	
第一章	舊時代の監獄	第一章	舊時代之監獄
第二章	現時代の行刑	第二章	現時代之行刑
第三章	看守として採用せらるべき者に必要なる條件を論ず	第三章	論能採用為看守者必要之條件
第四章	看守として心得べき行刑の要義を論ず	第四章	論看守宜心得之行刑要義
第五章	職務規程及び思慮ある看守の獨立行為に就て	第五章	有職務規程及思慮之看守之獨立行為
第六章	看守の間接的遇囚に關する職務に就て	第六章	關於看守間接的遇囚之職務
第七章	犯罪者及び犯罪に就て	第七章	犯罪及犯罪者
第八章	特種の場合に於ける勤務上の心得を論ず	第八章	論特種時勤務上之心得
第九章	監獄官吏の協同一致の精神を必要とする所以を論ず	第九章	論監獄官吏所以必要協同一致之精神
第十章	免囚の保護及び出獄者に對する態度に就て	第十章	對於免囚之保護及看守出獄者之態度
第十一章	多數の累犯者ありと云ふの非難に就て	第十一章	多數累犯者之非難

上表によると、訳書の内容構成は原著に忠実であることが裏付けられる。

#### 7、第19の法律館稿本の董康譯の『獄事譚』（1907年刊）

『獄事譚』も小河滋次郎の著作で、董康が訳したものである。董康が訳した原書は管見の限り公共図書館等で所蔵されたものは確認できない。ただ小河の原著（東京書院、明治34年）の自序<sup>23)</sup>から、明治30年（1897）の欧州巡遊の帰国以降において各雑誌に掲載した旧稿及び1900年に欧米各国で免囚保護及び少年感化事業について調査した新作を加えた著書であることが分かる。本書は、監獄制度、免囚保護事業、不良少年感化事業、雑部、及び談叢の五編からなる。同書の特徴の一つは、36枚の写真を収録して具体的に論述している点である。

董康が訳した小河滋次郎の著『獄事譚』の中国語訳本の存在が知られる。それに関しては上海政法学院の田濤教授が情報を提供してくれている。<sup>24)</sup> 教授によると、該書は公開出版せず、修訂法律館のガリ版印刷線装稿本で印刷されたようで、その奥付には光緒三十三年（1907）と記されているとのことである。印刷に使用されたインクは黒で、書籍の前小口の下に「修訂法律館稿本」という七字が印刷され、書中に時には「京師官書局排印」という文字があり、当時修訂法律館の書籍が京師官書局によって印刷されたことが推定される。印刷用紙は、ほとんど日本産の「有光紙」であり、清末官書局が最もよく使用した安価な紙であったとされている。<sup>25)</sup>

#### (二) 印南於菟吉著作の訳本——第8の政法學社の廖維勛編譯の『監獄學』（1905年刊。浙江図書館古籍部 請求記号369.5/0022）

訳者の廖維勛は、序言で監獄改良について、独特な「有形無形説」、「直接間接説」、「本末説」を力説

23) 小河滋次郎『獄事談』自序（東京書院、1901年）。

24) 田濤『第二法門 學術與隨筆』（法律出版社、2004年）213頁。

25) 田濤『第二法門 學術與隨筆』（法律出版社、2004年）213頁。

した。つまり目に見える監獄建築や習芸制度より、農工商を振興して遊民をなくして、さらに教育を通して民智を開くのがもっともな要務である。感化主義の真義が分からなければ、監獄建築がどんなに立派でも、監獄法則がどんなに整備されていても、飾り物に過ぎない。

つづいて本書の由来と構成を説明した。留学生が『政法述義』という法政全書を出版するため、廖維助に監獄学の担当を依頼した。本書は二部構成である。上編は理論中心で、中国監獄改良の視点から編纂したのである。下編は、事実中心で、主に印南於菟吉の『欧米近世監獄制度』と日本現行監獄法規を参考にしている。

(三) 佐藤信安著作の訳本——第2の政學叢書第二集第三編の中國國民叢書社譯述の『日本監獄法』

(1903年刊。中国国家図書館古籍館普通古籍閲覧室 請求記号 45029)、第3の普及書局の王家駒譯の『漢譯日本監獄法』(1906年刊。浙江図書館古籍部 請求記号369.5/2442)

この2種は、すべて佐藤信安の著作『日本監獄法』の訳本である。

第2の中国国民叢書社訳本は訳者不明であるが、張宗弼が光緒二十九年（1903）三月に書いた序言が残されている。第3の王家駒譯本の例言によると、原作の説明と翻訳趣旨が分かる。『日本監獄法』は、監獄警察全書の一つである。

当時中国において、刑法改訂が完成し、警察にも注意するようになるが、刑法執行の鍵で、警察の補助機関である監獄は留意すべしとする。本書は日本監獄法であるが、中国監獄改良に参考を資するので、軽視してはならない。明治維新当初も監獄制度不備で、現時点の中国の状況に相当するから、書中の日本監獄制度の沿革を見れば、中国の監獄改良法が自然に会得できる。また、法律名詞は中国典籍に見られないため、そのまま引用し注を付けている。

この2種の訳本の目次を対照すると、両者はほとんど大同小異であるが、第二章の構成だけはかなり相違する。そこで原作と翻訳書を比較するため第二章に絞って三者の対照表を以下のように作成した。この表によると、王家駒譯本は、原作に忠実であるのに対して、中国国民叢書社の訳本はかなり省略していることが判明した。

原作『日本監獄法』	中國國民叢書社譯	王家駒譯
(1) 監獄の種類并に名稱（第一條）	第一節 監獄之種類、名稱	監獄之種類並名稱（第一條）
(2) 監獄の最高監督權の所在（第二條）	第二節 監獄權	監獄最高監督權之所在（第二條）
(3) 監獄の直接監督權の所在（第三條）	第三節 監督權	監獄直接監督權之所在（第三條）
(4) 監獄の巡閱及び巡視（第四條）	第四節 巡閱及巡視	監獄之巡閱及巡視（第四條）
(5) 府縣會議員の監獄巡見（第五條）	第五節 府縣會議員之監獄巡視	府縣會議員職監獄巡視（第五條）
(6) 入監者の領収の要件（第六條）	第六節 入監者領受之要件	入監者領取之要件（第六條）
(7) 女監の子の乳養（第七條）		女監幼子之乳養（第七條）
(8) 入監者の携有物の領置（第八條）		入監者攜有物之領置（第八條）
(9) 變災の場合（第九條）		變災之場合（第九條）
(10) 囚人の釋放（第十條）	第七節 囚人之釋放	囚人之釋放（第十條）
(11) 囚人の監房の別異（第十一條）	第八節 囚人監房之別異	囚人監房之別異（第十一條）
(12) 懲治人の監房の別異（第十二條）		懲治人監房之別異（第十二條）

原 作『日本監獄法』	中國國民叢書社譯	王家駒譯
(13) 刑事被告人の監房の別異 (第十三條)	第九節 作業	刑事被告人監房之別異 (第十三條)
(14) 別種監獄に區劃 (第十四條)		別種監獄之區劃 (第十四條)
(15) 男監女監の嚴隔 (第十五條)		男監女監之嚴隔 (第十五條)
(16) 押送の方法 (第十六條)		押送之方法 (第十六條)
(17) 作業 (第十七條)		作業 (第十七條)
(18) 囚人服役の免除 (第十八條)		囚人服役之免除 (第十八條)
(19) 無定役囚の作業 (第十九條)		無定役囚之作業 (第十九條)
(20) 懲治人の作藝 (第二十條)		懲治人之作業 (第二十條)
(21) 役場の區劃 (第二十一條)		役場之區劃 (第二十一條)
(22) 囚人の工錢 (第二十二條)		囚人之工錢 (第二十二條)
(23) 工錢の領置 (第二十三條)		工錢之領置 (第二十三條)
(24) 遺留貨物の處分 (第二十四條)		遺留貨物之處分 (第二十四條)
(25) 領置貨物の使用 (第二十五條)		領置貨物之使用 (第二十五條)
(26) 囚人の衣類隊具 (第二十六條)		囚人之衣類隊具 (第二十六條)
(27) 懲治人刑事被告人の衣類隊具の自辨 (第二十七條)		懲治人刑事被告人衣類隊具之自辨 (第二十七條)
(28) 食料 (第二十八條)		食料 (第二十八條)
(29) 鬚髮 (第二十九條)		須發 (第二十九條)
(30) 教誨 (第三十條)		教誨 (第三十條)
(31) 教育 (第三十一條)		教育 (第三十一條)
(32) 書籍の看讀 (第三十二條)		書類之看讀 (第三十二條)
(33) 囚人の書信 (第三十三條)		囚人之書信 (第三十三條)
(34) 書信の檢閱 (第三十四條)		信書之檢閱 (第三十四條)
(35) 接見 (第三十五條)		接見 (第三十五條)
(36) 醫療 (第三十六條)		醫療 (第三十六條)
(37) 死亡 (第三十七條)		死亡 (第三十七條)
(38) 懲治人及び刑事被告人に對する物品の贈與 (第三十八條)		對於懲治人及刑事被告人物品之贈與 (第三十八條)
(39) 囚人に對する物品の贈與 (第三十九條)		對於囚人物品之贈與 (第三十九條)
(40) 囚人の賞譽 (第四十條)		囚人之賞與 (第四十條)
(41) 賞表を有する囚人の待遇 (第四十一條)		對於賞表囚人之待遇 (第四十一條)
(42) 獄則違犯の囚人の懲罰 (第四十二條)		囚人違犯獄則之懲罰 (第四十二條)
(43) 幼年囚に對する懲罰 (第四十三條)		對於幼年囚之懲罰 (第四十三條)
(44) 醫師の証明 (第四十四條)		醫師之證明 (第四十四條)
(45) 鈇を施す場合 (第四十五條)		施鈇之場合 (第四十五條)
(46) 鈇を解く場合 (第四十六條)		解鈇之場合 (第四十六條)
(47) 賞表の褫奪 (第四十七條)		賞表之褫奪 (第四十七條)
(48) 懲罰の免除 (第四十八條)		懲罰之免除 (第四十八條)
(49) 免幽閉 (第四十九條)		免幽閉 (第四十九條)
(50) 司獄官吏に對する苦情 (第五十條)		對於司獄官吏之苦情 (第五十條)
(51) 施行細則の制定 (第五十一條)		施行細則之制定 (第五十一條)
(52) 本則適用の範圍 (第五十二條)		本則適用之範圍 (第五十二條)

監獄法に関する本格的著書として、小原重哉の『監獄則注釈』(明治15年)、小河滋次郎の『日本監獄

法講義』（明治23年）、小原重哉の『本邦監獄法講義』（明治24年）、小河滋次郎の『監獄学』（明治27年）があるが、これに続くものとして、佐藤信安の『日本監獄法』は貴重である。しかしこの著書は日本ではあまり知られていない。<sup>26)</sup>

それに対して、本書は清末中国において2種類の訳本が出されたのは興味深いことである。その原因はおそらく警察監獄全書の第五編として出版されたため、清国留学生の目にとまったと言えよう。同書の第一編の法学士谷野格著の『監獄学』（表1第6）も清国留日学生の注意を引き中国語に訳されて中国国内に紹介された。

### 三 百科全書類の日本監獄学訳書

上述したのは監獄専門書で、読者層が限られることは想定内のことであろう。しかし、同じく監獄学書籍は法律叢書あるいは百科全書の一冊として出版されると、一般の知識人階層まで広く読まれたことは言うまでもない。

例えば、胡適は1915年（民国4年）5月20日の日記に、大隈重信撰『日本開国五十年史』（1907年12月刊）を読んで感銘したと記している。また、梁啓超も「讀日本大隈伯爵開國五十年史書後」という感想文を書き残した。

表1の32種のうち、以下の4種は百科全書類に属すると言えよう。

- 1、第29の南洋公學譯書院初譯・商務印書館編譯所補譯校訂『新譯日本法規大全 第45冊第16類 監獄』（1907年）
- 2、第34の小河滋次郎・留岡幸助著『開國五十年史 監獄志』（1909年）
- 3、第32の小河滋次郎講述・鄭箎譯『法政速成科講義録第22號 監獄学』（1906年）
- 4、第33の島田文之助講授・陳世英編輯『警視廳警察全編之第十三冊 監獄學』（1907年）

次は表1の第29の『新譯日本法規大全 第45冊第16類 監獄』と第34の『開國五十年史 監獄志』について述べてみたい。

#### （一） 第29の南洋公學譯書院初譯・商務印書館編譯所補譯校訂『新譯日本法規大全 第45冊第16類 監獄』（1907年刊。浙江図書館古籍部 請求記号 普348.52/ 7222G600612）

『新譯日本法規大全』は、1907年に上海商務印書館によって出版された。出国考察政治五大臣の一人である端方の序言<sup>27)</sup>によると、内川義章の『法規大全』を翻訳したものである。同書は合計80冊、400万字。全体は25類に大別されている。同書は第1類帝国憲法から始まり、監獄は第16類に列せられている。

序言を書いた12人は、中国側の高官と日本側の学界の著名人ばかりである。中国側は御前大臣鎮国公載澤（1876-1928）、法部尚書戴鴻慈（1853-1910）、外務部尚書呂海寰（1842-1927）、修訂法律大臣沈家

26) <図書・出版>佐藤信安著『日本監獄法』（『月刊刑政』Vol.87 No.4（総1003号）、矯正協会、昭和51年4月、1976年4月1日）。

27) 南洋公學譯書院初譯、商務印書館編譯所補譯校訂『新譯日本法規大全』端方序（北京商務印書館、2007年）。

本（1840-1913）、直隸総督兼北洋大臣袁世凱（1859-1916）、両江総督端方（1861-1911）、四川総督岑春煊（1861-1933）、郵船部右侍郎工部左侍郎盛宣懷（1844-1916）、南洋公学譯書院院董張元濟（1867-1959）という9名。日本側は早稲田大学総長大隈重信（1838-1922）、京都帝国大學法科大学教授織田萬（1868-1945）、日本早稲田大学学監高田早苗（1860-1937）という3名であった。

24人の翻訳校正者のうち、清国の留日学生は19人であり総人数の79%を占めている。その内訳は法政大学卒業生3人、早稲田大学卒業生9人、帝国大学卒業生2人、中央大学卒業生3人、明治大学が1人、東京高等工業学校が1人である。

発起人の盛宣懷の序言と主催者の張元濟の序言によると、本書の成書過程が判明する。本書の中国語訳の提議は早くも1901年に検討されたが、当時中国国内の学校にほとんど日本語学科が設置されていないため適当な訳者が見つからなかった。そのため日本駐在中国大使館使節兼留学生監督である夏地山に頼んで、日本留学生を組織し240万字の初稿を翻訳させた。しかし完成したものは直訳で、法律専門用語に注釈を付けずにそのまま使用し、数人の共同作業で、文体が統一されていないため出版できなかった。そこで1903年、南洋公学が経費不足で訳書院を撤去したため張元濟は正式に商務印書館に移籍した。翌年、彼はこの翻訳事業を再開しようと、総経理夏瑞芳の同意を得た上で、高夢旦の協力のもとで、高夢旦の同郷である日本留学生の劉崇傑、陳与年、劉崇佑、劉驥業、劉崇倫、梁繼棟、陳海超、林蔚章、鄭樹楨等に依頼し、本書の明治37年（1904）第五版に基づいて補訳校正し、明治38年（1905）に公布された法令も一部取り入れた。したがって、訳者について、本書の表紙に「初訳者：南洋公学訳書院、補訳校訂者：商務印書館編訳所」と表記した。光緒三十二年七月（1906年9月）、清国政府は「予備立憲」の詔を下したとき、『日本法規大全』も同時に完成された。

同書の譯例から次のことが分かる。内容の十分の六は、南洋公学譯書院が明治34年（1901）第三版をもとにして翻訳したものである。商務印書館は、さらに明治37年（1904年）第五版に基づいて補訳校正したのである。原書の巻末に収められた明治36年（1903）1月1日から37年（1904）6月30日までの法律はすべて各分類に編入した。また、明治38年（1905）に発布された法令も一部採用した。同書の最大の特徴は、法律専門語を解釈する『法規解字』という別編があることである。

第16類の「監獄」の翻訳校正者は劉崇傑である。彼は本書の翻訳の総括人で、本書の出版に多大な貢献を捧げた。張元濟の序言の中に、劉崇傑の功勞について、特筆大書されている。

劉君肄業日本早稲田大學校者六年，以法律學聞于時。…於是劉君攜稿東渡，抵東京巧昔年同學分任校訂，冀克期蒞事。歸安錢念劬觀察、仁和董恂士孝廉方有事日本，道出上海，元濟請為劉君助，皆欣然許諾。未久考察政治大臣設編譯局于東京，以念劬充局長，京外大吏亦先後檄調劉君歸國，佐理新政。元濟謂二君去，是書必又中輟矣。劉君毅然辭謝，謂必始終其事。念劬亦力踐前約，時時兼顧。迨去年七月預備立憲詔下而全書亦同時告成。<sup>28)</sup>

とある。劉崇傑は、当時早稲田大学を卒業して6年目で、法律学で世に知られていた。彼は初稿を携帯し日本に渡った。東京の同窓生に依頼して共同作業を行った。国内に新政を起こすため、人材を求める地方政府は争って劉崇傑に帰国の要請を送った。しかし、彼は翻訳事業を完成しようと固辞したのであ

28) 『新譯法規大全』張元濟序（北京商務印書館、2007年）。

る。

劉崇傑の留学先の早稲田大学学監である法学博士高田早苗も、序言で彼の功績を称え、誇りに思った。

劉君崇傑，嘗在我早稻田大學肄業，人咸服其才俊。餘與君結交殊深，君既畢業，上海商務印書館聘君譯校《日本法規大全》，頃遂譯告竣，攜其稿來索余序，余受而閱之，意義精當，文理明鬯，毫不失原文之意。如法律上之術語，皆用原文而別編《法規解字》釋之，務使譯文不淆本意，法莫善焉。余既多劉君之勞，知其裨益清國甚大，而尤喜我大學畢業生能成此有益之業矣。<sup>29)</sup>

と記している。

大隈重信も序言で劉崇傑に対して、賞賛の言葉を贈った。

近者清國覺改正法規之必要，降立憲之詔，布變法之令，可謂當務之急矣。而上海商務印書館，不惜巨貲，廣聘通儒，翻譯《日本法規大全》，劉君崇傑為之主宰，其裨益于清國法制，決非鮮少。余與劉君素相識，迨譯成督序于余，乃為書一言。<sup>30)</sup>

とある。清国における法制改正に参考になると考え、『日本法規大全』の編集翻訳を主催した劉崇傑の偉業を称えている。

同書の第45冊、第16類「監獄」は、普通監獄、陸軍監獄、海軍監獄という三章からなる。また、第一章は、「普通監獄」が「監獄則」、「巡閲」、「看守監獄傭人」、「監獄費」、「囚徒押送」という五項目から構成されている。

そのほか、上述の本書の最大特色とされる別編の『法規解字』の中にも、監獄関係用語の解釈が見られる。本書を注視すると、以下の用語が取り上げられている。

監視（皿部P100）、監倉（皿部P100）、集治監（佳部P148）、假出獄（人部P12）、勾留（勹部P28）、屏禁（屍部P53）、已決監（已部P55）、未決監（木部P76）、衛戍監獄（彳部P60）、押丁（手部P67）、押留（手部P67）、拘留（手部P68）、拘束（手部P68）、授業手（手部P69）、留置人（田部P97）、禁錮（示部P104）、聯合假留置（耳部P115）、身分帳（身部P133）。

清末において出版された大型外国法律叢書には二部ある。一部は46冊の同文館1880年の聚珍版『仏国律例』である。もう一部は、この80冊の『新譯日本法規大全』である。この二部の大作は、ある意味では、近代中国における西洋法律移植の二つの典型例を物語っていると言える。前者は、第二次鴉片戦争以後において名高い西洋強国のフランスに学んだ結果であり、後者は、日清戦争以降における新進強国の日本に学んだ結果である。前者は、政府参与で、対象がフランスの『六法全書』である。これに対して後者は民間中心で、対象が日本における現行法律総編である。前者は、フランス人ビレクイン（A. A. Billequin, 1826-1894）が講述し、宛平の時雨化の筆述である。しかし後者は、日本へ渡った法科留学生が翻訳の役割を果たしたものである。両者の時代、背景、対象、主体と翻訳水準はそれぞれ相違するが、鴉片戦争の敗北により、1842年の南京条約をはじめとする一連の不平等条約を結ばざるを得ない時代背景のもとで、西洋法律を取り入れて近代化の道を歩もうとしていた近代中国の姿勢が如実に示されていると言えるであろう。

29) 『新譯法規大全』高田早苗序（北京商務印書館、2007年）。

30) 『新譯法規大全』大隈重信序（北京商務印書館、2007年）。

## (二) 第34の小河滋次郎・留岡幸助著『開国五十年史 監獄誌』(1909年刊。浙江図書館古籍部 請求記号 MP001895)

『開国五十年史』に収録された「監獄誌」は32種のうち、唯一日本人が組織して翻訳した書籍で、特別な意義を持っている。

『開国五十年史』は二卷六十二編で、2,200余頁、130余万字。著者は50余人。大隈重信が著者でありながら編集の総括の役をつとめている。提議から完成まで5年かかっている。北京の商務印書館は、1929年に「万有文庫・漢譯世界名著叢書」の一種として、再版した。もともと扉にあった清朝王公督撫が書いた序言を取り除き、あたかも商務印書館によって翻訳されたような形式となっている。実はこの本の完成当初、すでに日本人の手によって、中国語と英語に訳された。即ち日・中・英の三ヶ国語で発行されたのである。

例言によると、本書の目的、特色、文体、構造、記述年代などが分かる。目的は近代日本の進歩発達を経緯、変遷の道を詳しく論述し、世界に発信することにあった。そのため日本語版と同時に、英語版と中国語版も作成したわけである。『開国五十年史』を題名としたが、必ずしも黒船事件以降からの記述ではなく、古代まで遡って記述されていることが多い。各編は日露戦争時期に完成したため、記述年代を明治38年(1905)までとする場合が多い。それゆえ日露戦争以来のことは大隈重信が末編の結論で特筆している。本書に英語文と中国語文の訳本があるが、逆に英文から日本語に訳す場合もあった。おそらく第60編のイギリス人が書いた『日本人の体格』を指すのであろう。各編の著者が異なるため、それぞれ特色があり、文体が統一されていない。間接、直接に助力したのは200余名にのぼる。実に大規模な編纂事業であった。

以下は『開国五十年史』の目次で、「監獄誌」が第14編に列せられている。

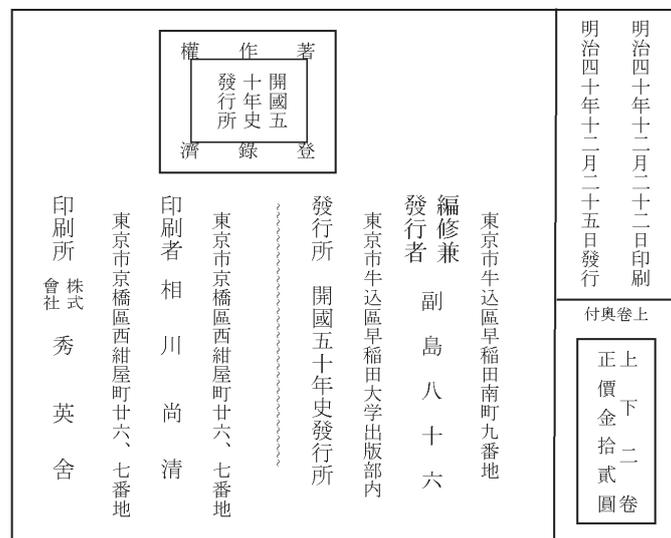
作品名	著者	作品名	著者
1. 開国五十年史論	伯爵大隈重信	32. 儒教	文學博士井上哲次郎
2. 徳川慶喜公回顧録	伯爵大隈重信	33. 佛教	文學博士高楠順次郎
3. 帝國憲法制定之由來	公爵伊藤博文	34. 基督教	本多庸一・山路彌吉合著
4. 開國事曆	島田三郎	35. 哲學思想	文學博士三宅雄二郎
5. 明治之外交	伯爵副島種臣	36. 泰西思想之影響	法學博士新渡戸稻造
6. 帝國財政	伯爵松方正義	37. 新日本智識上之革新	法學博士横井時雄
7. 陸軍史	公爵山縣有朋	38. 明治文學	文學博士芳賀矢一
8. 海軍史	伯爵山本權兵衛	39. 美術小史	正木直彦
9. 政黨史	法學博士浮田和民著。伯爵板垣退助・伯爵大隈重信審定	40. 音樂小史	東儀季次
10. 法制史略	法學博士富井政章	41. 國劇小史	文學博士坪内雄藏
11. 法制一斑	法學博士鳩山和夫・阪本三郎合著	42. 政論界之新聞紙	福地源一郎
12. 自治制度	法學博士清水澄	43. 新聞雜誌及出版事業	鳥穀部銑太郎
13. 警察制度	男爵大浦兼武	44. 農政及林政	農學博士酒匂常明
14. 監獄誌	法學博士小河滋次郎・留岡幸助合著。	45. 水産業	村田保
15. 交通及通信	男爵前島密	46. 礦業志	古河潤吉
16. 遞信事業	男爵田健次郎	47. 工業志	鈴木純一郎

清末中国語訳された日本監獄学書籍の書目（孔）

作品名	著者	作品名	著者
17. 鐵道志	子爵井上勝	48. 織物志	川島甚兵衛
18. 海運業	近藤廉平	49. 染織業	高橋義雄
19. 本邦教育史要	伯爵大隈重信	50. 銀行志	男爵澁澤榮一
20. 明治教育史要	侯爵西園寺公望	51. 會社志	男爵澁澤榮一
21. 教育瑣談	子爵田中不二磨	52. 外國貿易	益田孝
22. 高等教育	男爵文學法學博士加藤弘之	53. 北海道志	農學博士佐藤昌介
23. 民間教育	法學博士浮田和民	54. 臺灣志	男爵後藤新平
24. 商業教育	法學博士天野為之・法學博士鹽澤昌貞合著	55. 慈善事業	三好退藏
25. 女子教育	成瀬仁藏	56. 赤十字事業	男爵石黒忠徳
26. 歐洲學術傳來史	大槻如電	57. 都府之發達	尾崎行雄
27. 數物學	理學博士櫻井鈴二	58. 風俗之變遷	文學士藤岡作太郎
28. 博物學	理學博士箕作佳吉	59. 社會主義小史	安部磯雄
29. 醫術之發達	醫學博士青山胤通・富士川遊合著。	60. 日本人之體格	(英) 埃爾温伯
30. 醫學及衛生	醫學博士三宅秀	61. 國語略史	藤岡勝二
31. 神道與君道	久米邦武	62. 開國五十年史結論	伯爵大隈重信

中国語版は内容構成が日本語版とまったく同じである。ただ、日本語版の「挿畫及び解説」がない。かわりに7人の清国王公督撫すなわち慶親王、肅親王<sup>31)</sup>、載振、鹿傳霖、袁世凱、榮慶、徐世昌<sup>32)</sup>等の題辭と、大隈重信が中国語版のために書いた序言が本書の扉に付記されている。

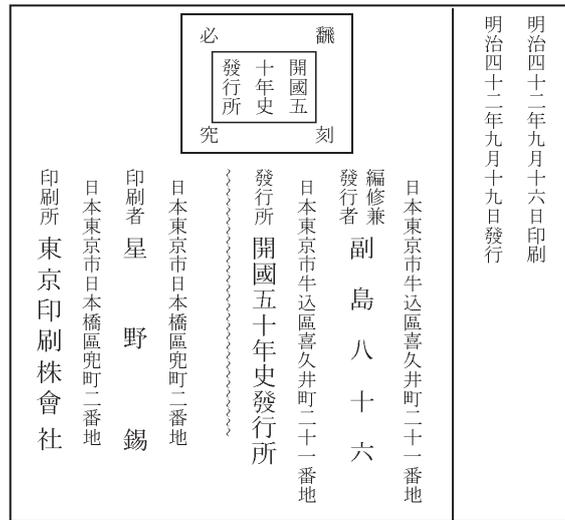
日本語版の『開国五十年史』上巻の奥付は以下のように見られる。



中国語版の『開国五十年史』の奥付は次の通りである。

31) 肅親王善耆（1866-1922）、近代中国警察制度の創始者である。川島芳子の実父である。

32) 徐世昌（1855-1939）、当時の職務は欽差大臣東三省總督監管三省將軍である。



以上の2枚の奥付から明らかなように、中国語の訳本も日本語の原作と同じく東京で印刷され、出版年が明治42年（1909）で、原作より2年遅れて出版されたのである。

「監獄誌」は、小河滋次郎と留岡幸助の合著である。小河と留岡は仲の良い友人でありながら、学問上のライバルでもあった。二人の学説の相違は、各自の主催する雑誌に投影されている。当時の日本監獄界の雑誌として、佐野尚を中心とした大日本監獄協会の雑誌『大日本監獄協会雑誌』であり、これは通称「赤雑誌」とされた。これに対して小河滋次郎を中心にした『監獄雑誌』、通称「青雑誌」と原胤昭・留岡幸助を中心にした『獄事叢書』の3種類があった。前者の2種類は「官」の色彩が濃厚で、後に合併し、フランスやドイツの行刑理論を紹介するに大きな役割を持っていた。これに対して、留岡幸助らは、独自の民間からの論陣を張って、米国監獄の理論や実情を紹介した。小河と留岡は、当時の日本監獄学界の主な学説を代表する二学者であり、本書は二人の合著の形によって、監獄学の権威ある作品を世に送る主旨である。

しかし、本書の執筆の実状はいかなるものか、残された小河の本人の記述から知られる。「大隈伯の開國五十年史に監獄誌と云ふ一篇があつて、是れは留岡幸助君と余の合作の名義になつて居るが、實は一と通り其の原稿を拜見しただけのことで、多少自分の筆と意見とを加へようと思つて居る内に、印刷を急ぐと云ふことで、其儘返璧すると共に斯ふ云ふ次第であるから、余の名前は除いて貰ひたいと申込んだけれども、許されずに終に成本を見るに至つた仕義である」<sup>33)</sup>とある。

すなわち、小河はただ原稿を一通り見ただけで、自分の意見を入れようと思つても、印刷を急ぐためできなかったという。それで、小河は名を削除しようと思つたが、許されなかったという。また本書に対する遺憾なところを列挙した。例えば、徳川時代の獄制の光明の側面、明治時代の監獄改良に対する貢献した監獄協会・監獄界の元老級人物石澤謹吾及び免囚保護事業の成效者原胤昭は看過され論及されなかったと指摘した。

33) <雑録> 戊申課筆（一月二十二日 二十七 開國五十年史）（『監獄協会雑誌』 Vol.21 No.2 (231)、明治41年2月、1908/02/20）57頁。

日本語版の原作は493頁から519頁まで、合計27頁、62項目からなっている。中国語版の訳書は351頁から373頁まで、合計23頁、55項目からなっている。下表は両者の目次の対比表である。

原作目次	訳書目次	原作目次	訳書目次
1. 古代の刑罰	古代之刑罰	32. 入浴	沐浴
2. 貴族の處刑	貴族之處刑	33. 獄制の実相	獄制之實情
3. 盟神探湯の法	盟神探湯	34. 監獄改良論	監獄改良論
4. 古代の行刑法	古代之行刑法	35. 明治初年の假刑律	假刑律
5. 聖徳太子の憲法	聖徳太子之憲法	36. 新律綱領	新律綱領
6. 近江令	近江令	37. 海外視察	視察獄制
7. 大寶律令	大寶律令	38. 改定律令	改定律令
8. 古代の刑部	古代之刑部	39. 囚人給与規則	
9. 刑罰の種類	刑罰種類	40. 官制改革	官制改革
10. 古代の処刑法		41. 保釈条例	
11. 唐制囚獄法	唐制	42. 集治監	集治監
12. 檢非違使廳	檢非違使廳	43. 監獄費	監獄費
13. 鎌倉幕府の設立	鎌倉幕府	44. 新刑法	新刑法
14. 貞永式目	貞永式目	45. 未決囚	未決囚
15. 鎌倉時代の法衙	鎌倉時代之法衙	46. 懲治人	懲治人
16. 当時の刑名	刑名	47. 傳告者	傳告者
17. 建武式目	建武式目	48. 誘工者	誘工者
18. 公家法度武家法度	公家法度武家法度	49. 服役	服勞役
19. 評定所	評定處	50. 教誨教育及び賞罰、	教誨教育及賞罰
20. 律令公布法	律令之公佈	51. 監獄則改正	改正監獄則
21. 徳川時代の刑制	徳川時代之刑制	52. 監獄の主管	
22. 地方司獄官	地方司獄官	53. 監獄費の國庫支辦	監獄費由國庫支辦
23. 江戸獄舎の創設	江戸獄舎	54. 感化法案	感化法
24. 病監	病監	55. 免囚保護事業	
25. 人足寄場	收氓處	56. 現今の監獄官制	
26. 徳川時代の刑名	刑名	57. 幼年監獄	幼年監獄
27. 拷問	拷問	58. 幼年感化監獄	
28. 獄制	獄制	59. 監獄改良の遅延	監獄改良
29. 牢内囚徒の制裁	牢囚之制裁	60. 基督教徒の獄制改良	基督教徒之盡力
30. 給與	給與	61. 警察監獄教育	警察監獄教育
31. 被服	被服	62. 行刑法の發達	行刑法之發暢

以上の対比表から分かることは中国語版には7項目が抜けていることである。さらに原文を点検すると、そのうちの1項目は削除されているだけで、ほかの6項目は全部保留し、ただ細目と思われて上項目に編入されたことが明らかである。例えば、第10項の「古代の処刑法」は第9項の「刑罰の種類」に、第39項の「囚人給与規則」は第40項の「官制改革」に、第41項の「保釈条例」はすべて第38項の「改定律令」に、第56項の「現今の監獄官制」を第54項の「感化法案」に、第58項の「幼年感化監獄」を第57項の「幼年監獄」に編入したわけである。省略した1項目は、第55項の「免囚保護事業」で、原文は「感化事業と併行して犯罪の豫防に必要なるは免囚保護事業なり、我邦に於ては斯業猶ほ未だ幼稚なるを免

れずと雖、現今保護会社として存在せるもの全国に三十七個あり、而も官設のもの一もあるなく、悉く私人の経営に属するものなり」とある。翻訳の不注意で起こったミスかもしれない。それとも当時において最新理論である「免囚保護事業」に関心を持たなかったか、その原因は不明である。

上表から見れば、専門用語を含め、ほぼ原文をそのまま直訳するが、唯一の例外がある。それは第25項の「人足寄場」である。人足寄場について、原文には「寛政二年（1790年）家治將軍の時天下の名相松平定信の経営に由り、市井に徘徊する無頼の徒を收容せんが為、沼池を埋めて人足寄場なるものを設けたり、明治二十八年（1895年）まで存在せし石川島監獄の位置是れなり、而して現今の巢鴨監獄は、實に此人足寄場より移轉したるものに係る」と説明を加えている。中国語訳本の場合、字面からあまりにも分かりにくくて読み取れないから、あえて「收氓處」と訳したと推測できよう。

### おわりに

「清末における日本監獄関係書籍の中国語訳一覧」（表1）に示したように、清末中国における34種の監獄学の訳書のうち、32種が日本の監獄書籍から翻訳されたものであったことは明かであろう。これは監獄学に限られた話ではなく、明治日本という近道を通して監獄を含める西洋の法政制度を取り入れた近代中国の歴史的選択であった。

清末に張之洞が、五箇の理由を掲げ「遊学之國、西洋不如東洋」と日本への遊学を力説した。<sup>34)</sup> その主旨は中国から日本へは道が近く費用が少なく多くの人を派遣でき、中国に近く視察しやすい。また日文は中文に似て通曉しやすい。そして西洋書籍の複雑な内容を簡便に日本的に理解されたものを受容するほうが得策などの理由で日本経由の西洋文化受容が考えられた。

1896年に梁啓超は『變法通議』において、日本という近道を通して西洋法律を学ぶべきと提起した。<sup>35)</sup> 1901年、南洋公学譯書院を主催する張元濟も梁啓超と同様な考え方を表明している。<sup>36)</sup> 1906年、袁世凱は『日本法規大全』序言<sup>37)</sup>において、西洋留学と日本留学の効果の相違について感嘆した。曾國藩、李鴻章らが学生を西洋に送り出し、次第に西洋學術が中国に知られるが、その影響は微々たるものであった。これに対し日本留学は、十年もたたないうちに、多くの訳本が出版され大きな貢献をしたと評価した。その原因は同文同教の国であるとされたのである。

修訂法律大臣沈家本も西洋の法律を受容するの必要を感じたが、速成は無理であるため、古く唐代中国

34) 陳學恂主編『中國近代教育文選』（人民教育出版社、1983年）「一、路近省費、可多遣。一、去華近、易考察。一、東文近于中文、易通曉。一、西書甚繁、凡西學不切要者、東人已刪節而酌改之。一、中東情勢、風俗相近、易仿行、事半功倍、無過於此」243頁。

35) 「譯書」『變法通議』三之七、「日本法規之書、至詳至悉、皆因西人之成法而損益焉」（『時務報』第廿七冊、1897年5月22日）。

36) 海鹽張元濟序『日本法規大全』「我國變法不能無所師求、師莫若日本。法律之學、探本窮原、非一朝一夕之事、欲亟得師、莫若多譯東文書、先條件而後理論」（光緒三十三年丁未（1907）二月）。

37) 項城袁世凱序『日本法規大全』「余惟曾文正、李文忠、歷派學生出洋、而西土學術乃聞于世、顧其影響於政教者甚微。固由風氣未開、抑亦中西語言文字有格不相入者乎。遊學日本之舉、未及十年、而譯本已將充棟、且皆切用於世、豈不以同文之國、政教出於一源、故其收效特殊哉。」（光緒丙午（1906）十二月）。

の法律を受容し、明治維新後は西洋法律を受容し強国になった日本を通じて西洋の制度を導入する方が容易であると考えたのである。このように日本の法律書籍の翻訳の計り知れぬ利点を見抜いていたのである。<sup>38)</sup>

上述のように清末中国における日本の監獄学書籍の翻訳ブームは偶然のことではない。これは近代中国が、明治日本を近道として西洋の法政学術を移植する一例と言えよう。その事実が、本論文で詳述した日本の監獄関係書籍の翻訳の過程において如実に読み取ることができよう。

本稿は、2009年度中国教育部人文社会科学研究青年基金項目の研究費による成果の一部である。

---

38) 歸安沈家本序『日本法規大全』「將欲明西法之宗旨，必研究西人之學，尤必編譯西人之書。說者謂：西文法字於中文有理、禮、法、制之異，譯不專指刑法一端，則欲取歐美之法典，而盡譯之。無論譯者之難，其人且其書，汗牛充棟，亦譯不勝譯。日本則我國同洲、同種、同文之國也。譯和文又非若西文之難也。然鴻編巨帙，正非一手足之力所能竟厥功。日本旧時制度，唐法為多。明治以後，採用歐法不數十年，遂為強國。是豈徒慕歐法之形式而能若是哉。其君臣上下，同心同德，發憤為雄，不惜財力，以編譯西人之書，以研究西人之學，棄其糟粕而擷其英華，舉全國之精神，胥貫注於法律之內。故國勢日張，非偶然也」(光緒三十二年(1906)冬仲)。

